

平成二十年二月

国際物品売買契約に関する国際連合条約の説明書

外務省

目次

ページ

一 概説	一
1 条約の成立経緯	一
2 条約締結の意義	一
3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
二 条約の内容	一
1 適用範囲及び総則（第一部）	一
2 契約の成立（第二部）	二
3 物品の売買（第三部）	三
4 最終規定（第四部）	五
三 条約の実施のための国内措置	五
（参考）	六

一 概説

1 条約の成立経緯

この条約は、昭和五十五年（千九百八十年）四月十一日、ウィーンで開催された国際物品売買契約に関する国際連合会議において採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、企業間等の国際物品売買契約について、その成立及び契約当事者の権利義務に関する事項を規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、我が国企業との関係する国際取引における法的安定性を高め、もって取引実務を円滑化すると見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約が適用される物品売買契約について契約当事者となる我が国国民の権利及び義務が直接規律されることとなる。また、この条約が適用される物品売買契約に係る訴えが我が国の裁判所に提起された場合に、この条約の規定に従い裁判を行う義務を負うこととなる。

4 早期国会承認が求められる理由

現在、我が国の主要な貿易相手国を含む七十箇国がこの条約の締約国となっており、この条約は、国際物品売買契約に関する国際的な標準ルールとしての地位を確立している。さらに、裁判例及び仲裁判断の蓄積によりこの条約の解釈及び適用に関する予見可能性も高まっており、我が国経済界からもこの条約を締結することについて肯定的な評価を得ている。

以上のような状況に加え、貿易立国として多数の国々と取引を行い、及びこの条約の作成にも関与した我が国の国際的な立場を考慮すれば、この条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文百一箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 適用範囲及び総則（第一部）

(1) 適用範囲（第一章）

- (イ) この条約は、営業所が異なる国に所在する当事者間の物品売買契約について、これらの国がいずれも締約国である場合又は国際私法の準則によれば締約国の法の適用が導かれる場合に適用する（第一条）。
- (ロ) この条約は、個人用等に購入された物品の売買、競り売買、強制執行に基づく売買、有価証券等の売買、船舶・航空機の売買、電気の売買等には適用しない（第二条）。
- (ハ) この条約は、売買契約の成立並びに売買契約から生ずる売主及び買主の権利及び義務についてのみ規律する（第四条）。
- (ニ) この条約は、物品によつて生じたあらゆる人の死亡又は身体の傷害に関する売主の責任については、適用しない（第五条）。
- (ホ) 当事者は、この条約の適用を排除することができるものとし、第十二条の規定に従うことを条件として、この条約のいかなる規定も、その適用を制限し、又はその効力を変更することができる（第六条）。

(2) 総則（第二章）

- (イ) この条約の解釈に当たっては、その国際的な性質並びにその適用における統一及び国際取引における信義の遵守を促進する必要性を考慮する。この条約が規律する事項に関する問題であつて、この条約において明示的に解決されていないものについては、この条約の基礎を成す一般原則に従い、又はこのような原則がない場合には国際私法の準則により適用される法に従つて解決する。（第七条）
- (ロ) この条約の適用上、当事者の一方が行つた言明その他の行為は、相手方が当該当事者の一方の意図を知り、又は知らないことはあり得なかつた場合には、その意図に従つて解釈する。この要件を満たさない場合には、当事者の一方が行つた言明その他の行為は、相手方と同種の合理的な者が同様の状況の下で有したであろう理解に従つて解釈する。（第八条）
- (ハ) 当事者は、合意した慣習及び当事者間で確立した慣行に拘束される（第九条）。
- (ニ) 売買契約は、書面によつて締結し、又は証明することを要しないものとし、方式について他のいかなる要件にも服さない。売買契約は、あらゆる方法（証人を含む。）によつて証明することができる。（第十一条）

2 契約の成立（第二部）

- (1) 申込みに対する承諾は、同意の表示が申込者に到達した時にその効力を生ずる。ただし、申込みに基づき、又は当事者間で確立した慣行若しくは慣習により、相手方が申込者に通知することなく、物品の発送又は代金の支払等の行為を行うことにより同意を示すことができる場合には、承諾は、当該行為が行われた時にその効力を生ずる。(第十八条)
- (2) 申込みに対する承諾を意図する応答であつて、追加、制限その他の変更を含むものは、当該申込みの拒絶であるとともに、反対申込みとなる。ただし、申込みに対する承諾を意図する応答は、追加的又は異なる条件を含む場合であっても、当該条件が申込みの内容を実質的に変更しないときは、申込者が不当に遅滞することなくその相違について口頭で異議を述べ、又はその旨の通知を発した場合を除くほか、承諾となる。(第十九条)
- (3) 契約は、申込みに対する承諾がこの条約に基づいて効力を生ずる時に成立する(第二十三条)。

3 物品の売買(第三部)

(1) 総則(第一章)

- (イ) 当事者の一方が行つた契約違反は、相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うような不利益を当該相手方に生じさせる場合には、重大なものとす。ただし、契約違反を行つた当事者がそのような結果を予見せず、かつ、同様の状況の下において当該当事者と同種の合理的な者がそのような結果を予見しなかつたであろう場合は、この限りでない。(第二十五条)

(ロ) 契約は、当事者の合意のみによつて変更し、又は終了させることができる(第二十九条)。

(2) 売主の義務(第二章)

- (イ) 売主は、契約及びこの条約に従い、物品を引き渡し、物品に関する書類を交付し、及び物品の所有権を移転しなければならぬ(第三十条)。
- (ロ) 物品の引渡し及び書類の交付(第三十一条から第三十四条まで)
物品の引渡義務の内容、引渡場所・時期、書類交付義務の内容等について規定する。
- (ハ) 物品の適合性及び第三者の権利又は請求(第三十五条から第四十四条まで)

売主の負う契約に適合した物品を引き渡す義務及び第三者の権利又は請求の対象となっていない物品を引き渡す義務並びに買主の負う物品の検査・通知義務等について規定する。

(二) 売主による契約違反についての救済（第四十五条から第五十二条まで）

売主による契約違反があった場合の買主の救済方法（履行請求、代替品引渡請求、修補請求、契約の解除、代金減額及び損害賠償請求）について規定する。

(3) 買主の義務（第三章）

(イ) 買主は、契約及びこの条約に従い、物品の代金を支払い、及び物品の引渡しを受領しなければならない（第五十三条）。

(ロ) 代金の支払（第五十四条から第五十九条まで）

代金支払義務の内容、代金の支払場所、支払時期等について規定する。

(ハ) 引渡しの受領（第六十条）

引渡しを受領する買主の義務は、売主による引渡しを可能とするために買主に合理的に期待することのできるすべての行為を行うこと及び物品を受け取ることから成る。

(ニ) 買主による契約違反についての救済（第六十一条から第六十五条まで）

買主による契約違反があった場合の売主の救済方法（履行請求、契約の解除及び損害賠償請求）について規定する。

(4) 危険の移転（第四章）

危険の移転の効果及び時期について規定する（第六十六条から第七十条まで）。

(5) 売主及び買主の義務に共通する規定（第五章）

(イ) 履行期前の違反及び分割履行契約（第七十一条から第七十三条まで）

履行期前の債権者の救済方法（履行の停止、契約の解除）及び分割履行契約の解除について規定する。

(ロ) 損害賠償（第七十四条から第七十七条まで）

損害賠償の範囲、損害賠償額の算定方法、損害軽減義務等について規定する。

(ハ) 利息（第七十八条）

当事者の一方が代金その他の金銭を期限を過ぎて支払わない場合には、相手方は、第七十四条の規定に従って求めることができる損害賠償の請求を妨げられることなく、その金銭の利息を請求することができる。

(ニ) 免責（第七十九条及び第八十条）

免責の要件及び効果について規定する。

(ホ) 解除の効果（第八十一条から第八十四条まで）

当事者双方は、契約の解除により、損害を賠償する義務を除くほか、契約に基づく義務を免れる。契約の解除は、紛争解決のための契約条項又は契約の解除の結果生ずる当事者の権利及び義務を規律する他の契約条項に影響を及ぼさない。（第八十一条）

(ハ) 物品の保存（第八十五条から第八十八条まで）

買主が物品を受領しない場合の売主の物品保存義務及び買主が物品を拒絶する場合の買主の物品保存義務について規定する。

4 最終規定（第四部）

この条約の締結、効力発生、廃棄等について規定する（第八十九条から第一百一条まで）。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 昭和五十五年四月十一日 ウイーンにおいて採択
- 2 効力発生 昭和六十三年一月一日
- 3 署名国 二十一箇国

オーストリア、チリ、中華人民共和国、チェコスロバキア（*）、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ドイツ民主共和国（*）、ガーナ、ハンガリー、イタリア、レソト、オランダ、ノルウエー、ポーランド、シンガポール、スウェーデン、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国（*）

（* 国家として消滅した。）

- 4 締約国 平成二十年二月一日現在 七十箇国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、ブルンジ、カナダ、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ギニア、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、イラク、イスラエル、イタリア、大韓民国、キルギス、ラトビア、レソト、リベリア、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モリタニア、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウエー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ルーマニア、ロシア、セントビンセント、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、ウガンダ、ウクライナ、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ザンビア